

広島県告示第六百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によって、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十五年九月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施術所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
井上知弥子	呉市中通三丁目七番二号	もみじ整骨院	呉市中通三丁目七番二号	柔道整復	平成二五年一月七日
吉川 修	広島市東区戸坂山根一丁目三番二号四号五	豊東接骨院	呉市中央二丁目一番五号	柔道整復	平成二五年四月一日
河野 道志	尾道市向井東町八八九番地一コーポ一六番浜五二	接骨院あべすや	尾道市高須町五一三番地一	柔道整復	平成二五年五月八日
中久保直樹	広島市安佐南区川内一丁目二四番七号四五	リラ四季が丘整骨院	廿日市市四季が丘六丁目一五番一七号	柔道整復	平成二五年三月一日
本吉 鉄平	広島市安佐南区伴南四丁目二番四号	リラ四季が丘整骨院	廿日市市四季が丘六丁目一五番一七号	柔道整復	平成二五年四月一六日
細井 昭宏	廿日市市大野中央五丁目一五番一九号	三愛接骨院	廿日市市大野中央五丁目一五番一九号	柔道整復	平成二五年四月一日
小林 幸夫	呉市本町五番一一号	小林 幸夫	呉市本町五番一一号	あんま・マツサージ	平成二五年二月一日
山本 建文	呉市八幡町一六番三三六	らいふマツサージ治療院呉店	呉市阿賀南八丁目三九番三号一	あんま・マツサージ	平成二五年三月一日
松浦 俊秀	広島市安佐北区深川六丁目四九番一九号	株式会社さくらモンデックス三原訪問鍼灸マツサージ院	三原市宮浦五丁目一五番二六号B一二	はり・きゅう	平成二四年一月一九日